

橋本市規則第 49 号

橋本市長の職務を代理する職員の順序を定める規則の一部を改正する規則  
を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 12 月 15 日

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市長の職務を代理する職員の順序を定める規則の一部を改正する規則

橋本市長の職務を代理する職員の順序を定める規則(平成 18 年橋本市規則第 11 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条第 3 項の規定による市長の職務を代理する上席の職員は、 <u>橋本市事務分掌条例(平成 18 年橋本市条例第 8 号)</u> 第 1 条第 1 項に規定する組織の長の職にある者とし、その順序は、 <u>同条同項に掲げる組織の順序</u> とする。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条第 3 項の規定による市長の職務を代理する上席の職員は、 <u>次のとおりとする。</u>  <u>第 1 順位 総合政策部長</u> <u>第 2 順位 第 1 順位の者を除き、部長の職にある者で給料の号給の高い者。給料の号給が同じであるときは、在職年数の長い者</u>

### 附 則

この規則は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。